

陸上自衛隊豊川駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	愛知県豊川市	穂ノ原一丁目一番地
対象防衛関係施設 の区域	愛知県豊川市	穂ノ原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	愛知県豊川市	赤代町一丁目から三丁目まで、曙町一丁目から四丁目まで、市田町財木屋（次の図面に示す部分に限る。）、市田町東中野（次の図面に示す部分に限る。）、稲荷通二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、牛久保駅通五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、駅前通二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大崎町小林（次の図面に示す部分に限る。）、大崎町下金居場（次の図面に示す部分に限る。）、大崎町野添（次の図面に示す部分に限る。）、大崎町野中（次の図面に示す部分に限る。）、開運通一丁目及び二丁目、金屋町（次の図面に示す部分に限る。）、金屋西町一丁目から三丁目まで、金屋橋町、金屋本町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、金屋元町一丁目及び二丁目、北浦町（次の図面に示す部分に限る。）、小桜町、幸町（次の図面に示す部分に限る。）、桜ヶ丘町、桜木通一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目まで、佐土町、佐奈川町、三蔵子町一里塚、三蔵子町大道、三蔵子町北浦（次の図面に示す部分に限る。）、三蔵子町北添（次の図面に示す部分に限る。）、三蔵子町出口、三蔵子町中荒古、三蔵子町西浦（次の図面に示す部分に限る。）、三蔵子町野河藪、三蔵子町野添、三蔵子町橋本、三蔵子町福地荒古（次の図面に示す部分に限る。）、三蔵子町前畑、三蔵子町宮前、三蔵子町山塚（次の図面に示す部分に限る。）、篠田町新切（次の図面に示す部分に限る。）、篠田町四ツ家（次の図面に示す部分に限る。）、白雲町一丁目から三丁目まで、新宿町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新道町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、末広通一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、諏訪一丁目から四丁目まで、諏訪西町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、樽井町川添（次の図面に示す部分に限る。）、樽井町オノ神（次の図面に示す部分に限る。）、千歳通一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中央通二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、中部町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

	<p>す部分に限る。)、東光町一丁目から四丁目まで、東新町 (次の図面に示す部分に限る。)、豊川町、豊川西町 (次の図面に示す部分に限る。)、中野川町一丁目及び二丁目 (いずれも次の図面に示す部分に限る。)、西桜木町一丁目及び二丁目、萩山町一丁目及び三丁目 (次の図面に示す部分に限る。)、東曙町 (次の図面に示す部分に限る。)、東桜木町、豊栄町 (次の図面に示す部分に限る。)、穂ノ原一丁目から三丁目 (次の図面に示す部分に限る。) まで、本野町北浦、本野町北貝津、本野町百々、本野町中貝津、本野町西浦、本野町西野添、本野町東浦、本野町東野添、松久町一丁目、緑町、南大通五丁目 (次の図面に示す部分に限る。) 及び六丁目、美幸町一丁目及び二丁目、山道町一丁目 (次の図面に示す部分に限る。)、若鳩町並びに若宮町</p>
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。 	

陸上自衛隊豊川駐屯地周辺地域 (愛知県豊川市穂ノ原1丁目1番地)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

